

災 害 時 相 互 応 援 協 定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期するため、小千谷市・十日町市
川西町・津南町・中里村・高柳町・小国町・松代町・松之山町（以下「協定市町村」と
いう。）が相互に応援を実施することについて定めるものとする。

(応援要請)

第2条 災害の発生により、援助要請を行うことが必要となった当該市町村（以下「要請市町
村」という。）は、災害発生日時及び被害状況と要請理由に続き、次に掲げる事項の内
必要とするものを、口頭又は電話で要請し、後日速やかに文書提出を行うものとする。

- (1) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需品、資機材等の種類、数量
- (2) 派遣職員等の職種及び人数と派遣見込期間、派遣場所
- (3) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (4) 児童、生徒の受入れ希望人数
- (5) その他必要とする事項

(応援の特例)

第3条 協定市町村は、第2条に定める要請を待たずに、必要があると認める時は応援をすること
ができる。この場合は第2条に定める要請があったものと見なす。

(業務実施)

第4条 援助要請を受けた協定市町村（以下「応援市町村」という。）は、可能な範囲で速やかに
応援を実施するものとする。

(派遣職員等の業務命令系統)

第5条 応援のため派遣された職員等は、要請市町村の災害対策本部等の指揮下で行動するものと
する。

(経費負担)

第6条 応援に要する経費の負担については、次に掲げるところによる。

- (1) 応援市町村が負担する経費
 - ア 派遣に要する経費及び派遣期間中の人件費
 - イ 公務上の災害補償費
 - ウ 車両、機械器具及び被服の損料等の経費
 - エ 派遣職員等が要請市町村への往復途中で第三者に損害を与えた場合の賠償費等
- (2) 要請市町村が負担する経費
 - ア 派遣職員等の食糧及び宿泊に要する経費
 - イ 派遣職員等が応援中に第三者に損害を与えた場合の賠償費等
 - ウ 応援物資の調達に要する経費

(連絡責任者)

第7条 第2条に定める要請の円滑を図るための連絡責任者として、協定市町村の防災主管課長を
充てる。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成10年3月31日までとする。ただし、協定期間満了1ヵ月
前までに、協定市町村のいずれからも異議の申し出がなければ、更に3年間延長する
こととし、以後同様とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、協定市町村
がその都度協議の上決定するものとする。

この協定の確実を期するため本協定書9通を作成し、協定市町村が記名押印の上、各1通を
保有する。

平成7年12月25日

小千谷市長 小 出 弘 十日町市長 本 田 欣二郎

川西町長 南 雲 春 雄 津南町長 小 林 三喜男

中里村長 山 本 茂 穂 高柳町長 樋 口 昭一郎

小国町長 牧 野 功 平 松代町長 関 谷 達 治

松之山町長 佐 藤 利 幸